	⑾　（注１）（注４）（注10）（注12） ⑿　（注１）（注３）（注10）（注12） ⒀　（注１）（注８） ⒁　（注１）（注９） ⒂　（注１）（注２）（注３）（注10）（注11） ⒃　（注１）（注２）（注３）（注10）（注11） ⒄　（注１）（注２）（注３） ⒆　（注１）	（注５）　学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。 （注６）　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注７）　放送法施行令第８条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。 （注８）　地上基幹放送試験局の場合に限る。 （注９）　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。 （注10）　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注11）　コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注12）　特定地上基幹放送局等の場合に限る。

［⑴～⑸　略］

⑹　別紙⑹は、次の様式により記載すること。

［表略］

［（注１）～（注４）　略］

（注５）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なもの（代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。）を（注４）に準じて記載すること。

［（注６）・（注７）　略］

［⑺～⒅　略］

［24～29　略］

30　33の欄は、次により記載すること。

⑴　法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。ただし、受信障害対策中継放送を行う無線局の申請の場合にあつては、当該様式を用いず、33の欄に外国人等により占められる役員の割合を記載し、移動受信用地上基幹放送を行う無線局の申請の場合にあつては、33の欄に外国人等により占められる役員の割合を記載すること。この場合において、小数点第３位を四捨五入して小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が３分の１未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して33.33％となり、四捨五入前の割合が３分の１未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が３分の１未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321％の場合は33.3332％まで記載すること。）。

［表略］

［（注１）～（注６）　略］

［⑴～⑸　同左］

⑹　［同左］

［表同左］

［（注１）～（注４）　同左］

（注５）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを（注４）に準じて記載すること。

［（注６）・（注７）　同左］

［⑺～⒅　同左］

［24～29　同左］

30　［同左］

⑴　法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。ただし、受信障害対策中継放送を行う無線局の申請の場合にあつては、当該様式を用いず、33の欄に外国人等により占められる役員の割合を記載すること。この場合において、小数点第３位を四捨五入して小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が３分の１未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して33.33％となり、四捨五入前の割合が３分の１未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が３分の１未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321％の場合は33.3332％まで記載すること。）。

［表同左］

［（注１）～（注６）　同左］